

総務省の「法曹人口拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価書」
の公表に関する会長談話

総務省は、本年4月20日に「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価書」（以下「総務省評価書」という。）を公表するとともに、法務省等に対して司法試験合格者数を見直し等の勧告を行った。

そもそも、司法試験合格者数が毎年500名前後であったところ、2002年の3月19日に閣議決定された「司法制度改革推進計画」において、「平成22年度頃には、司法試験の合格者を3000人程度」とすることが目指されていた。

現在、司法試験合格者数は毎年2000人前後で推移しているが、その間に法曹人口は約2万1000人から約3万5000人に増加し、その増加の大部分が弁護士であるところ、総務省評価書の指摘をまつまでもなく、弁護士に対する需要は当初予想されたほど顕在化せず、司法試験合格者の「就職難」が深刻化している。

当会においても、会員にアンケートをとり、市民集会での市民の意見を聞くなどした上で、本年2月10日に「司法試験の合格者数に関する決議」を上げ、司法試験合格者数を早急に1000名程度とするよう提言しているが、即・早期独立や、給与をもらえずに机だけ貸してもらう「ノキ弁」、事務所を持たずに自宅を事務所として登録する「宅弁」など、OJTの機会を受けたくても受けられない弁護士が増えている。

OJTの機会を受けられない弁護士が増えることは、国民の弁護士に対する信頼に影響を与える危険があるうえ、望まない形態での開業を強いられる弁護士が増えることは、法曹に対する魅力の減退やそれによる優秀な人材の流出につながっていく危険がある。

そのため、この度、いわゆる「弁護士ゼロ・ワン地域の消滅」などを理由に挙げて「3000人の合格目標は未達成であるが、国民の立場からは大きな支障はない」とし、「現在の2000人規模の増員を吸収する需要の顕在化はなく、弁護士の供給過多により就職難が発生し、OJT不足」による懸念から、司法試験の合格者数に関する年間数値目標について速やかに検討するよう、総務省が法務省に勧告したことは、正当な事実認識に基づくものであり、評価する。

そして、弁護士の就職難の実態やそれによる弊害等について、関係省庁等に粘り強く訴え続けた日本弁護士連合会に対して敬意を表するとともに、当会もこの問題を広く国民と共有できるよう、さらに努力するよう決意する。

2012（平成24）年6月11日

佐賀県弁護士会 会長 安 永 宏